

令和7年度

新濃尾（二期）農地防災事業

新木津用水路小牧東田中工区（その3）改修工事

現 場 説 明 事 項

（第1回変更）

1. 一般事項

1) 見積に関する事項について

- (1) 本工事の見積の提出は、工事請負変更契約書案、契約変更等協議書及び現場説明指示事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得（以下「見積心得」という。）に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積には、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

- ・ 見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。
- ・ 郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時の前日（前日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日）までに東海農政局会計課事業経理調整係へ必着のこと。ただし提出方法については簡易書留に限る。
- ・ 電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに完了すること。
- ・ 電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに tokai_nyusatu@maff.go.jp 宛送信すること。

- (2) 本工事の見積に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (3) 見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（該当金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

2) 部分払いについて

（変更なしにつき省略）

3) 工事請負契約書案について

（変更なしにつき省略）

4) その他

（変更なしにつき省略）

2. 特別指示事項

1) 一般事項

（変更なしにつき省略）

2) 工事概要

特別仕様書（第1回変更）に示すとおり。

3) 工事仕様書（共通仕様書、特別仕様書）

共通仕様書、特別仕様書（第1回変更）のとおり。

4) 契約に係る事項

別紙のとおり

3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは、令和8年2月25日17時までに書面（FAX可）をもって東海農政局新濃尾農地防災事業所工事第二課長宛に提出すること。

なお、質問があった場合は、令和8年2月26日 17 時までに書面により回答する。

(別 紙)

契 約 に 係 る 事 項

1. 工種体系区分等

本工事における工種区分は「河川工事」及び「鋼橋製作架設工事」、積算体系年月及び適用単価期は「令和7年3月」、共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る施工地域区分は「一般交通影響有り(2)-2」、地域区分は「愛知(1)」、地区区分は「新濃尾(4)」を適用している。

2. 資材価格

土地改良事業等請負工事予定価格積算に用いる資材価格（東海農政局公表分）は、以下に公表している。

<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/nn/price/index.html>

3. 工期

本工事の積算上の工期は、令和7年8月6日～令和9年5月31日（664日間）としている。

なお、各年度の施工工区及び範囲は、以下のとおりである。

令和7年度（Ⅰ期施工）

1工区：L= 72.373m (No. 50+1.990 ～ No. 50+74.363)

3工区：L=152.455m (No. 44+9.120 ～ No. 45+61.575)

令和8年度（Ⅱ期施工）

2工区：L=144.155m (No. 46+9.575 ～ No. 47+53.730)

4. 良質土の定義

特別仕様書に記載する良質土とは、礫質土、砂、砂質土及び購入土（山土砂等）をいう。

5. 土取場、流用土仮置場及び建設発生土受入地

特別仕様書第5章5に示す土取場等からの土の運搬距離は、次のとおり見込んでいる。

【Ⅰ期施工】

	搬出元	搬出先	距離(km)
<u>1</u>	ブロック積施工箇所(1・3工区)	流用土仮置場（仮設ヤード⑭）	<u>3.3</u>
<u>2</u>		建設発生土受入地(春日井市田楽町地内)	<u>4.2</u>
<u>3</u>	資材置き場（仮設ヤード⑮）	流用土仮置場（仮設ヤード⑭）	<u>3.4</u>

【Ⅱ期施工】

	搬出元	搬出先	距離(km)
1	土取場（仮設ヤード⑨）※	進入路（仮設ヤード④）	0.6
2		進入路（仮設ヤード⑧）	1.0
3	ブロック積施工箇所（2工区）	流用土仮置場（仮設ヤード⑤）	0.1
4		流用土仮置場（仮設ヤード⑦）	0.1
5	流用土仮置場（仮設ヤード⑤）	ブロック積施工箇所（2工区）	0.1
6	流用土仮置場（仮設ヤード⑦）		0.1
7	流用土仮置場（仮設ヤード⑤）	建設発生土受入地（春日井市田楽町地内）	3.9
8	流用土仮置場（仮設ヤード⑦）	建設発生土受入地（春日井市田楽町地内）	4.7

※仮設ヤード⑨の施工は、関連工事（新木津用水路小牧東田中工区（その6）改修工事（仮称））で実施する。

6. 既設構造物撤去に伴う金属類の取扱い

特別仕様書第5章6に示す金属類受入地（小牧下末仮置場）までの距離は、2.4kmを見込んでいる。

7. 支給材料

特別仕様書第7章2に示す支給材料の引渡し場所から現場までの距離は、7.4kmを見込んでいる。

支給品の購入価格は次のとおりである。

名称	規格	単位	価格（円）
縦格子フェンス	H=1.1m×L=3.0m	m	14,300
縦格子フェンス（片開）	H=1.1m×L=1.0m	箇所	101,000

8. 貸与品

特別仕様書第8章2に示す貸与品の引渡し場所から現場までの距離は、2.4kmを見込んでいる。

貸与品の購入価格は次のとおりである。

名称	規格	単位	価格（円）
高密度ポリエチレン管	φ600	m	21,000
高密度ポリエチレン管継手	φ600	個	24,800
高密度ポリエチレン管	φ500	m	14,700
高密度ポリエチレン管継手	φ500	個	22,900

なお、貸与品については、6ヶ月未満の設置で損耗率55%としている。

9. 建設資材廃棄物処分の数量

構造物撤去等に伴い発生する建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト塊、プラスチック廃材、汚泥等）の数量については、実績数量を踏まえ変更する場合がある。

10. 橋梁工（御屋敷橋）

（1）資材調達等について

橋梁工（御屋敷橋）の上部工については、単純角形鋼管床版橋形式を考慮しており、調達に係る期間は、180日間を想定している。

受注者は、社会情勢等の変化に起因して調達に遅延が生じるおそれがある場合には、その調達等に係る期間が明らかになった時点で発注者と協議するものとする。

（2）道路管理者との協議について

御屋敷橋の地覆に設置する防護柵、橋面舗装と既設市道とのすり付け等については、関係機関と協議中であるため、その結果により変更する場合がある。

（3）橋梁添架物について

御屋敷橋には、水道管（φ100）及びガス管（φ150）が添架されており、関係機関による撤去時期について、関係機関と調整中である。また、本工事の工期内に関係機関が水道管及びガス管を再度添架する計画であるため、関係機関との工程調整が必要となる。

11. 付帯工（北屋敷伏越）

北屋敷伏越の既設管及び新設管の接合については、監督職員と協議の上、工法を決定するものとし、追加費用が発生した場合は契約変更の対象とする。

12. 水替工

（1）常時排水について

特別仕様書第5章4の水替工（工事区域内の常時排水）については、以下のとおり見込んでいます。運転日数については、実績を踏まえ変更する場合があります。

	設置個所	排水方法	排水ポンプ	運転日数
1	1工区	常時排水	150mm×1台	120日間
2	2工区	常時排水	150mm×2台	128日間
3	3工区	常時排水	150mm×2台	139日間
4	北屋敷伏越	常時排水	100mm×1台	28日間

（2）河川排水について

特別仕様書第11章17における「現場内に湛水した水（降雨等により薬師川の水位が上昇し、大型土のうによる河川仮締切工を越えた河川水）」については、過年度工事の実績から以下のとおり見込んでいます。運転日数については、実績を踏まえ変更する場合があります。

	設置個所	排水方法	排水ポンプ	運転日数
1	3工区	作業時排水	150mm×5台	10日間

(3) 工事着手時排水について

過年度工事の施工実績により、工事着手時には現場内が湛水していることを想定しているため、以下のとおり見込んでいる。運転日数については、実績を踏まえ変更する場合がある。

	設置個所	排水方法	排水ポンプ	運転日数
1	1 工区	着手時排水	150mm×5 台	1 日間
2	2 工区	着手時排水	150mm×5 台	1 日間
3	3 工区	着手時排水	150mm×5 台	1 日間

(4) 常時締切（大型土のう）について

特別仕様書第11章18における大型土のうによる常時締切については、以下のとおり計画している。

	設置個所	設置期間	設置個数	設置・撤去回数
1	仮設ヤード⑤ (I 期施工)	河川内 作業期間	5 個	<u>76回</u>
2	仮設ヤード④⑧ (II 期施工)	河川内 作業期間	6 個	68回

なお、常時締切（大型土のう）の設置・撤去日数については、実績を踏まえ変更協議する場合がある。

13. 架空線の防護措置

架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により設置が必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

14. コンクリートの養生について

コンクリートの養生については、一般養生を想定しているが、現場条件により給熱養生が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

15. 水路内清掃費用

特別仕様書第11章17に示すとおり、排水量が想定を超える場合は、現場内を流下させる計画としているが、その場合、工事再開に向けて排水・清掃費用が費用となった場合には、監督職員と協議すること。

16. 通行制限について

御屋敷橋は、令和7年10月下旬から令和8年5月下旬まで通行止めとする計画である。

なお、関係機関との調整により変更する場合がある。

下線部は変更箇所